

弾道ミサイル飛来時における休校について

鹿島学園高等学校
青葉茂原キャンパス

Jアラート又はマスコミ等を通じて、「ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ（第1報）」があった場合には、Jアラートの第2報等に基づき、以下の基準で休校とします。

【休校等にかかる判断基準】

| Jアラート情報（第2報以降）等 | | 判断基準 |
|--|----------------|------|
| 日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合（注1） ・第2報「直ちに避難することの呼びかけ」 ・第3報「落下推定情報」 | | 休校 |
| 日本の領土・領海の上空を通過した場合 ・第2報「ミサイル通過情報」 | 関東地方を通過（注2） | 休校 |
| | それ以外の地域を通過（注3） | 登校 |
| 日本の領海外に落下した場合（注3） ・第2報「落下推定情報」 | | 登校 |

（注1）

- ・ この場合は、国が武力攻撃事態として認定し、国民保護措置をとる可能性が高いこと。また、落下場所や弾頭の種類等の続報はあっても、安全と判断することは困難なことから、「休校」する。

（注2）

- ・ Jアラートの第2報が「関東地方を通過」したことを伝えた場合は、2～3時間後を目途に、県ホームページで落下物等の情報を確認する。

（注3）

- ・ Jアラートの第2報により、関東地方以外の地域を通過した場合や日本の領海外に落下したことが確認された場合は、本県に影響が無いと考えられますので、「登校」させる。

* なお、登校中又は在校時のミサイル発射事案については、上記判断基準や「平成29年8月31日付け保体第899号 茨城県教育委員会教育長通知 別添」（別紙参照）により、児童生徒の安全確保を第一に対応する。